

図書館での図書館資料のコピーについて

～ルールを守って行いましょう!～

図書館での図書館資料のコピーには、「著作権法」で定められたルールがあります。

「著作権法」は、著作物とそれを生み出した著作者の権利を守るためのものです。

図書館で資料をコピーする場合は、常に著作物とそれを生み出した著作者を尊敬し、以下のルールを守って行いましょう。

- 図書館内のコピー機では、図書館資料のコピーしかできません。
- コピーは著作権法にのっとり、必ず次の事項を守ってください。
 - ・コピーの目的：調査研究のためのみ。
サークル活動の練習や演奏会での使用は**NO!**
 - ・コピーの範囲：公表された著作物の一部分(半分以下)。
 - ・コピーの部数：一人一部のみ。複数部数は**NO!**
- コピーの際には、コピー前に「図書館資料複写申込書・誓約書」の誓約書部分をきちんと読んでから記入し、レファレンスカウンターに提出してください。申込書はカウンター前の机の上、レファレンスカウンターなどに置いてあります。

コピーには、この他にもさまざまなルールがあります。「Parlando」では、「図書館と著作権と資料の複写」をテーマに連載を掲載していますので、ぜひ読んでください。図書館のホームページからもアクセスできます。また、著作権や複写問題について、専門機関の作成した小冊子やパンフレットも図書館に多数用意しています。

※参考 「図書館と著作権と資料の複写」連載内容 一覧

その1	著作権法 第31条について	267号/2010年6月
その2	大学図書館における文献複写～運用のための実施要項から	268号/2010年9月
その3	著作権のある資料とは～「著作権法」の条文から	269号/2010年11月
その4	著作権のある資料とは～条約によって保護されるべき国の著作物	270号/2011年4月
その5	著作権の保護期間	271号/2011年6月
その6	学内のコピーコーナー、コンビニでの複写と著作権法	272号/2011年9月
その7	図書館の複写サービスと著作権～ある図書館の事例	273号/2011年11月
その8	録音・録画と著作権	275号/2012年6月
その9	楽譜の複写～大学図書館における著作権問題Q&Aより	276号/2012年9月
その10	楽譜の特性と著作権における注意点	278号/2013年4月
その11	デジタル楽譜の利用	280号/2013年6月
その12	パブリックドメインの楽譜	279号/2013年9月
番外編	引用と転載	281号/2013年11月